

白馬村

障 害 福 祉 計 画 障 害 児 福 祉 計 画

令和3年4月
白馬村



目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の基本理念	1
3 計画策定の背景・経過	2
4 計画の性格	2
5 計画の位置づけ	3
6 計画の期間	3
7 計画の策定体制	3
8 障がい者の定義	4
9 障がいの概念	5

第2章 白馬村の障がい者を取り巻く現状

1 人口の推移	6
2 身体障害者手帳所持者の推移	7
3 療育手帳所持者（知的障がい者）の推移	8
4 精神障害者保健福祉手帳所持者等の推移	9
5 保育園・幼稚園・特別支援学級の状況	10
6 就業の状況	10

第3章 第5期白馬村障害福祉計画及び第1期白馬村障害児福祉計画

（平成30～令和2年度）の目標達成状況及び評価	12
-------------------------	----

第4章 第6期白馬村障害福祉計画

1 成果目標

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行	21
（2）地域生活支援拠点等の整備	21
（3）福祉施設から一般就労への移行等	22

2 障害福祉サービス等の見込量と今後の施策

（1）訪問系サービス	23
------------	----

（２）日中活動系サービス	24
（３）居住系サービス	26
（４）相談支援	27
（５）地域生活支援事業	28

第５章 第２期白馬村障害児福祉計画

１ 成果目標

（１）児童発達支援センターの設置	33
（２）医療的ケア児への支援について	33

２ 障害児福祉サービスの見込量と今後の施策

（１）障がい児支援サービス	34
（２）障がい児相談支援	35

第６章 計画の推進

１ 計画の推進体制	36
２ 計画の達成状況の検証及び評価方法	36

資料１ 第３期白馬村障害者計画	37
資料２ 福祉サービスの体系・内容	52
資料３ 用語集	53
資料４ 長野県「障害」の表記ガイドライン	60
資料５ 白馬村障害の「害」ひらがな表記取扱指針	62
資料６ 白馬村社会福祉推進委員会について	65
資料７ 白馬村社会福祉推進委員（障がい福祉部会）名簿	67

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

近年、障がい福祉ニーズが多様化している中で、障がいのある人が社会の活動に主体的に参加することができるよう自己実現の支援と社会的障壁（日常生活や社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念等）の除去が求められています。

国の施策としては、「障害者の権利に関する条約」の批准のため、国内法の整備を進めてきました。代表的なものとして、障害者基本法の改正（平成 23 年 8 月公布）、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）（平成 24 年 10 月施行）、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）（平成 25 年 4 月施行）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）（平成 28 年 4 月施行）があります。

平成 30 年 4 月には、改正障害者総合支援法及び児童福祉法が完全施行され、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充が求められています。

地域共生社会の実現に向けては、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備、障がい児の健やかな育成のための発達支援、障がい者の社会参加を支える取組が必要です。

本計画は、国の基本指針を踏まえ、前期計画の実施状況を評価したうえで、長野県の計画と整合性をとりながら、今後 3 年間の障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援等の提供体制の確保等について策定するものです。

2 計画の基本理念

『お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生するまちづくり』

- ・障がいの有無にかかわらず、社会のあらゆる活動に参加する主体として、自らの能力を最大限発揮することができる。
- ・自分らしく生きていくために必要な支援を、地域全体の理解・協力のもと受けることができる。

「みんなでつくる、みんなで輝くまちづくり」を目指します。

3 計画策定の背景・経過

令和2年度末に第5期白馬村障害福祉計画及び第1期白馬村障害児福祉計画（平成30年度～令和2年度）が計画期間満了を迎えることから、次期計画の策定を行います。

第3期白馬村障害者計画については、平成30年度から令和5年度までの6年計画です。（巻末に資料として掲載してあります）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
長野県 障害者計画	障害者プラン2012			障がい者プラン2018					
長野県 障害福祉計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
長野県 障害児福祉計画				第1期計画			第2期計画		

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
白馬村 障害者計画	第2期計画			第3期計画					
白馬村 障害福祉計画	第3期計画	第4期計画		第5期計画			第6期計画		
白馬村 障害児福祉計画				第1期計画			第2期計画		

4 計画の性格

本計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」としての障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業について、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」としての障害児通所支援等の提供体制その他障害児通所支援等の円滑な実施について、各年度のサービス種類ごとに必要な見込量とそれを確保するための方策を定めるものです。

市町村障害者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく、障がい者に関わる施策の基本的な方向性を定める計画です。

・「障害福祉計画」の法的根拠

障害者総合支援法

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

・「障害児福祉計画」の法的根拠

児童福祉法

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

白馬村障害者計画

障がい施策全般の基本的な方向性に関する計画

白馬村障害福祉計画

障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画

白馬村障害児福祉計画

障害児通所支援等の提供体制の確保、その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画

5 計画の位置づけ

本計画は、白馬村のまちづくりの基本となる「白馬村第5次総合計画」を上位計画とし、「白馬村障害福祉計画」並びに「白馬村障害児福祉計画」を具体化するための実施計画としての位置づけであり、「白馬村高齢者福祉計画」「白馬村子ども・子育て支援事業計画」など他の福祉関係計画と連携し、推進するものです。

6 計画の期間

第6期白馬村障害福祉計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。

第2期白馬村障害児福祉計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。

7 計画の策定体制

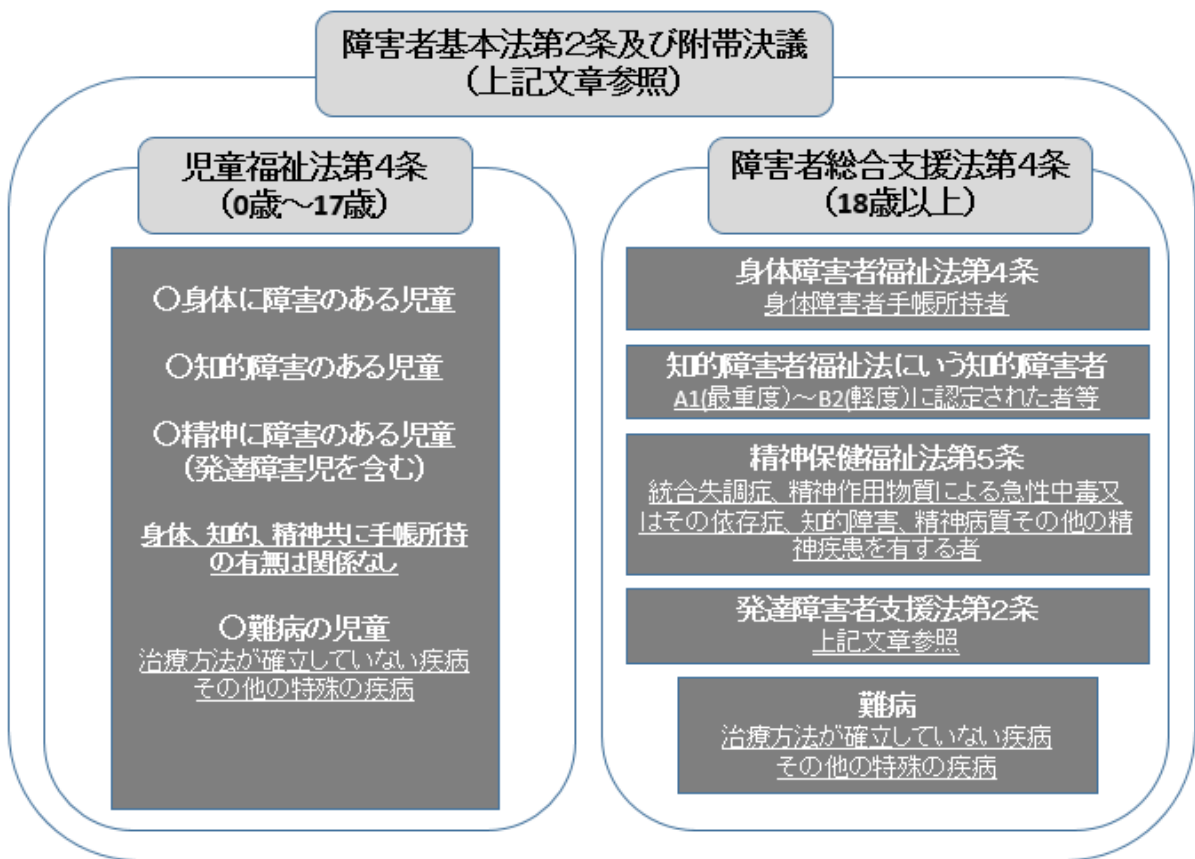
計画の策定にあたっては、住民の意見を反映するため、住民代表、学識経験者、福祉・医療関係者、当事者団体代表等からなる「白馬村社会福祉推進委員会」を設置し、審議しました。

計画の案の段階で、パブリックコメントにより村民の意見募集を行いました。

8 障がい(児)者の定義

本計画における障がい(児)者の定義は、障害者基本法第2条に規定されている「身体障害、知的障害又は精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」及び、障害者基本法の附帯決議による「てんかん及び自閉症その他の発達障害を有する者並びに難病に起因する身体又は精神上の障害を有する者であって、継続的に生活上の支障があるもの」及び、発達障害者支援法第2条に規定されている「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害のある者」を基本とします。

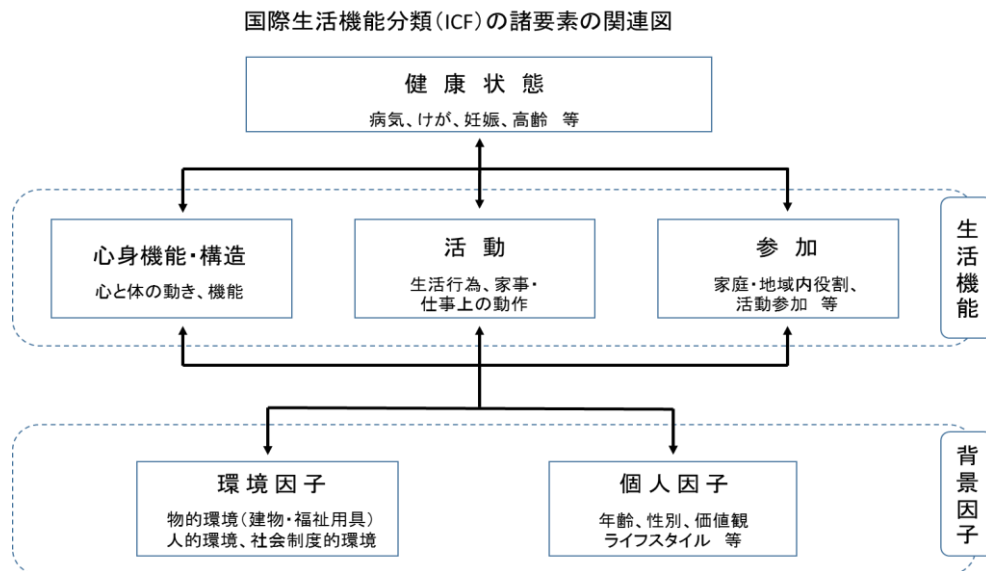
ただし、具体的事業の対象者となる障がい(児)者の定義は、個別の法令等の規定によりそれぞれ限定されます。（以下図を参照）



9 障がいの概念

本計画における障がいの考え方は、平成 13 年 5 月に WHO（世界保健機関）総会で採択された「国際生活機能分類（ICF）」を基本とします。

「国際生活機能分類（ICF）」では、障がいを機能障がい、能力障がいといった医療的な観点のみでとらえるそれまでの「国際障害分類」を改め、個々の能力に応じてどのような生活機能を有するかという社会的要因を盛り込んだ考え方に転換しています。



○医学モデルと社会モデル

ICF（国際生活機能分類）には、「医学モデル」と「社会モデル」の考え方が示されており、これらの2つの対立するモデルの統合に基づいています。医学モデルは、障がいという現象を個人の問題としてとらえ、対処として治療あるいは個人のよりよい適応と行動変容を目標にしています。一方、社会モデルでは障がいを主として社会によって作られた問題とみなし、障がいのある人の社会生活の全分野への完全参加に必要な環境の変更を社会全体の共同責任としています。

同じ障がい程度（等級）であっても、個々人の生活機能・背景因子は同じではなく、本人の感じる困難さや不自由さは異なります。

「障がい」とは、様々な要素が相互に作用しながら発生するものであり、本人が生活するうえで妨げとなる社会環境、すなわち「社会的障壁」を除去することで、障がい者の感じる困難さ・不自由さの軽減が可能であるとする考え方に転換しています。

第2章 白馬村の障がい者を取り巻く現状

1 人口の推移

本村の人口は、令和2年4月1日現在8,795人で平成28年から減少しており、令和2年においては過去5年間で最も少なくなっています。

また、年齢三区分別の人口割合をみると、老年人口は年々増加傾向であり、令和2年4月1日現在の高齢化率は31.1%となっています。

その一方、年少人口は減少傾向となっており、少子高齢化が見られます。

◆年齢三区分別人口・割合の推移

	H28	H29	H30	H31	R2
年少人口	1,051人	1,022人	991人	966人	950人
(0～14歳)	11.5%	11.3%	11.1%	10.7%	10.8%
生産年齢人口	5,480人	5,356人	5,298人	5,358人	5,111人
(15～64歳)	59.9%	59.3%	59.2%	59.5%	58.1%
老年人口	2,625人	2,650人	2,658人	2,683人	2,734人
(65歳以上)	28.7%	29.4%	29.7%	29.8%	31.1%
総人口	9,156人	9,028人	8,947人	9,007人	8,795人

資料：住民課（各年4月1日）

住民基本台帳外国人登録者を含む（平成24年7月法改正により）

2 身体障害者手帳所持者の推移

身体障害者手帳所持者の推移は、令和2年3月31日現在 333 人で転出等の理由から平成 28 年より減少傾向です。

障がいの種類・等級別にみると、肢体不自由、音声・言語・そしゃく機能障がいには減少傾向ですが、内部障がいは増加しています。他種類については、増減を繰り返しています。

◆身体障害者手帳所持者数の推移（障がいの種類別）

単位：人

	H28	H29	H30	H31	R2
視覚障がい	12	14	17	15	14
聴覚・平衡機能・ろうあ障がい	34	33	29	30	33
音声・言語・そしゃく機能障がい	5	4	4	4	3
肢体不自由	198	190	187	182	172
内部障がい	99	99	101	102	111
合 計	348	340	338	333	333

資料：健康福祉課（各年 3 月 31 日）

◆身体障害者手帳所持者数（障がいの種類・等級別）

単位：人

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障がい	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	8	2	3	0	1	0	14
聴覚・平衡機能・ろうあ障がい	18歳未満	0	0	0	0		0	0
	18歳以上	0	7	6	5		15	33
音声・言語・そしゃく機能障がい	18歳未満			0	0			0
	18歳以上			1	2			3
肢体不自由	18歳未満	0	1	1	0	0	0	2
	18歳以上	12	24	38	60	28	8	170
内部障がい	18歳未満	1	0	1	0			2
	18歳以上	62	1	15	31			109
合計	18歳未満	1	1	2	0	0	0	4
	18歳以上	82	34	63	98	29	23	329

資料：健康福祉課（令和2年3月31日）

3 療育手帳所持者（知的障がい者）の推移

療育手帳所持者の推移は、令和2年3月31日現在54人で、年々増加傾向です。

増加の要因としては、教育委員会等との連携により相談、検査等の療育支援体制が充実してきたことなどが考えられます。

年齢区分別でみると、18歳以上の方が全体の8割弱を占めています。

◆療育手帳所持者数の推移（等級別）

単位：人

	H28	H29	H30	H31	R2
A 1（最重度）	20	19	20	21	21
A 2（重度）	1	2	1	1	1
B 1（中度）	9	10	11	10	11
B 2（軽度）	16	19	20	21	21
合計	46	50	52	53	54

資料：健康福祉課（各年3月31日）

◆療育手帳所持者数（年齢区分別）

単位：人

	H28	H29	H30	H31	R2
18歳未満	9	12	13	12	12
18歳以上	37	38	39	41	42
合計	46	50	52	53	54

資料：健康福祉課（各年3月31日）

4 精神障害者保健福祉手帳所持者等の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移は、令和2年3月31日現在67人で、平成28年より増減を繰り返しています。

減少の要因としては、転出等や更新しなかった方がいたことが挙げられます。

なお、自立支援医療（精神通院）を受けている患者数も平成28年より増減を繰り返しています。

減少の要因としては、精神障害者保健福祉手帳と同様に、転出等や更新しなかった方がいたことが挙げられます。

◆精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）

単位：人

	H28	H29	H30	H31	R2
1 級	28	30	26	33	28
2 級	29	31	28	27	25
3 級	9	9	8	9	14
合 計	66	70	62	69	67

資料：健康福祉課（各年3月31日）

◆自立支援医療（精神通院）患者数の推移

単位：人

	H28	H29	H30	H31	R2
自立支援医療（精神通院） 公費負担患者数	119	124	120	123	115

資料：健康福祉課（各年3月31日）

5 保育園・幼稚園・特別支援学級の状況

令和2年現在で、保育園・幼稚園に通っている障がい児は4人です。また、特別支援学級が小中学校合わせて8学級あり、合計31人が在籍しています。

◆特別支援学級等の障がい児等の数

(令和2年5月1日)

R2			
保育園		障がい児数	4人
幼稚園		障がい児数	0人
特別支援学級	小学校	学校数	2校
		特別支援学級数	5学級
		在学者数	20人
	中学校	特別支援学級数	3学級
		在学者数	11人
	安曇養護学校		在学者数 5人

資料：教育委員会子育て支援課・健康福祉課

6 就業の状況

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率により、従業員が45.5人以上の民間企業では障がい者を2.2%以上、同様に国又は地方公共団体では2.5%以上、都道府県等の教育委員会では2.4%以上障がい者を雇用することが義務付けられています。令和3年3月1日からは、それぞれ0.1%ずつ引上げ予定であり、対象となる事業主の範囲は43.5人以上に広がります。

全国的な障がい者の求職・就業状況をみると、雇用障がい者数が増加している中で、実雇用率も増加傾向です。今後も関係機関と連携を図りながら、企業・雇用主に対して雇用率達成への理解と協力要請を引き続き行っていきます。

また白馬村においても、法定雇用率達成に向けて努めて参ります。

◆障がい者の雇用状況

(令和元年6月1日)

全国			
民間企業(法定雇用率2.2%)		雇用障害者数	560,608.5人
		実雇用率	2.11%
公的機関 (法定雇用率2.5%、 教育委員会2.4%)	国	雇用障害者数	7,577.0人
		実雇用率	2.31%
	都道府県	雇用障害者数	9,033.0人
		実雇用率	2.61%
	市町村	雇用障害者数	28,978.0人
		実雇用率	2.41%
	教育委員会	雇用障害者数	13,477.5人
		実雇用率	1.89%

※厚生労働省、令和元年障害者雇用状況の集計結果より抜粋

長野県・白馬村			
民間企業(法定雇用率2.2%)		雇用障害者数	6,769.0人
		実雇用率	2.17%
公的機関 (法定雇用率2.5%、 教育委員会2.4%)	長野県	雇用障害者数	174.5人
		実雇用率	2.65%
	市町村	雇用障害者数	646.5人
		実雇用率	2.21%
	教育委員会	雇用障害者数	325.0人
		実雇用率	2.27%
	白馬村	雇用障害者数	2.0人
		実雇用率	1.31%

※長野労働局、令和元年長野県内の「障害者雇用状況」の集計結果より抜粋

第3章 第5期白馬村障害福祉計画及び第1期白馬村障害児福祉計画（平成30年度～令和2年度）の目標達成状況及び評価

◎目標達成状況及び評価の見かた

国の基本指針に基づき設定した成果目標及び過去の実績等を踏まえ協議されたニーズに対し、対応できたか否かで評価しています。目標未達成、実績がない（少ない）項目については、実施体制等が整えられていない及び実際に提供したサービスがない（少ない）という意味であり、理由としては大北圏域内の現状や実施する事業所が村内にないこと及びニーズがその年度はなかった（少なかった）ことが考えられます。

1 第5期白馬村障害福祉計画

（1）成果目標（国の基本指針に基づき設定）

I. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

（基準：平成28年度末の施設入所者数：7人）

➤ 令和2年度末までの地域生活移行者数：1人

⇒未達成（0人） 第6期計画への継続事項

➤ 令和2年度末までの施設入所者の削減数：1人

⇒達成（3人削減） 第6期計画への継続事項

II. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

➤ 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

⇒達成（大北障害保健福祉圏域自立支援協議会活用）

III. 地域生活支援拠点等の整備

➤ 面的な体制の整備

⇒達成（体制整備は今後も継続して圏域内で拡充していく）

第6期計画への継続事項

IV. 福祉施設から一般就労への移行等

（基準：平成28年度末の福祉施設から一般就労移行者数：0人）

➤ 令和2年度中の福祉施設からの一般就労移行者数：2人

⇒未達成（第5期計画期間における移行者数は2人）

第6期計画への継続事項

(基準：平成28年度末の就労移行支援利用者数：1人)

➤ 令和2年度末の就労移行支援利用者の増加数：1人

⇒達成（利用者：2人）

(基準：平成28年度末の就労移行支援事業所数：0事業所)

➤ 令和2年度末の就労移行率30%以上の就労移行支援事業所数：設置

⇒未達成（事業所未設置）

➤ 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率
：令和2年度末において80%

⇒未達成（就労定着支援事業利用者なし）

(2) 障害福祉サービス等

I. 訪問系サービス

転出等による減少割合が高く、且つ新規利用がなかったため、見込みを下回っています。

(月間)

サービス名		平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護	第5期見込	75 時間 6 人	80 時間 7 人	85 時間 7 人
	実績	37 時間 4 人	40 時間 4 人	26 時間 2 人
重度訪問介護	第5期見込	0 時間 0 人	0 時間 0 人	0 時間 0 人
	実績	0 人	0 人	0 人
同行援護	第5期見込	40 時間 2 人	40 時間 2 人	40 時間 2 人
	実績	0 人	0 人	0 人
行動援護	第5期見込	10 時間 1 人	10 時間 1 人	10 時間 1 人
	実績	4 時間 1 人	4 時間 1 人	4 時間 1 人
重度障害者等包括支援	第5期見込	0 時間 0 人	0 時間 0 人	0 時間 0 人
	実績	0 人	0 人	0 人

※令和2年度実績値は、8か月分の平均値から推計した値を掲載

II. 日中活動系サービス

生活介護は、転出等による減少で見込みを下回っていますが、他サービスは二
ーズのなかったものを除き、概ね見込みどおり推移しています。

短期入所については、新規事業所開所の影響から、見込みを上回っています。

(月間)

サービス名		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
生 活 介 護	第 5 期見込	390 人日分 20 人	410 人日分 21 人	430 人日分 22 人
	実 績	307 人日分 16 人	274 人日分 14 人	297 人日分 15 人
自 立 訓 練 (機能・生活訓練)	第 5 期見込	20 人日分 1 人	20 人日分 1 人	20 人日分 1 人
	実 績	10 人日分 1 人	0 人日分 0 人	0 人日分 0 人
就労移行支援	第 5 期見込	20 人日分 1 人	20 人日分 1 人	40 人日分 2 人
	実 績	28 人日分 2 人	3 人日分 1 人	38 人日分 2 人
就労継続支援 (A 型)	第 5 期見込	20 人日分 1 人	20 人日分 1 人	20 人日分 1 人
	実績	0 人	0 人	0 人
就労継続支援 (B 型)	第 5 期見込	395 人日分 18 人	415 人日分 19 人	435 人日分 20 人
	実 績	260 人日分 16 人	266 人日分 17 人	315 人日分 20 人
療 養 介 護	第 5 期見込	2 人	2 人	2 人
	実 績	2 人	2 人	2 人
短 期 入 所	第 5 期見込	15 人日分 1 人	15 人日分 1 人	15 人日分 1 人
	実 績	10 人日分 3 人	19 人日分 4 人	23 人日分 4 人
就労定着支援	第 5 期見込	1 人	1 人	1 人
	実 績	0 人	0 人	0 人

※人日分とは「月間の利用人数」×「一人一月当たりの平均利用日数」のこと

※令和 2 年度実績値は、8 か月分の平均値から推計した値を掲載

3 居住系サービス

共同生活援助は見込みを下回っていますが、毎年利用者が増加しています。

施設入所支援については、高齢化の影響から、減少傾向です。

(月間)

サービス名		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
共同生活援助	第 5 期見込	16 人	17 人	18 人
	実 績	13 人	15 人	16 人
施設入所支援	第 5 期見込	7 人	7 人	6 人
	実 績	6 人	5 人	4 人
自立生活援助	第 5 期見込	0 人	0 人	1 人
	実 績	0 人	0 人	0 人

※令和 2 年度実績値は、8 か月分の平均値から推計した値を掲載

4 相談支援

計画相談支援は見込みを下回っていますが、毎年増加しています。地域移行支援・地域定着支援については、利用希望がなく、利用実績がありません。

(月間)

サービス名		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
計画相談支援	第 5 期見込	55 人	55 人	55 人
	実 績	41 人	43 人	45 人
地域移行支援	第 5 期見込	0 人	0 人	1 人
	実 績	0 人	0 人	0 人
地域定着支援	第 5 期見込	1 人	1 人	1 人
	実 績	0 人	0 人	0 人

※令和 2 年度実績値は、8 か月分の平均値から推計した値を掲載

5 地域生活支援事業

(1) 相談支援事業

相談支援事業については、住居入居等支援事業、成年後見制度利用支援事業共に利用希望がなく、利用実績がありません。

サービス名		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
相談支援事業				
①障害者相談支援事業	第 5 期見込	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	実 績	2 箇所	2 箇所	2 箇所
②基幹相談支援センター等 機能強化事業	第 5 期見込	有	有	有
	実 績	有	有	有
③住居入居等支援事業	第 5 期見込	無	無	無
	実 績	無	無	無
④成年後見制度利用支援事業	第 5 期見込	有	有	有
	実 績	無	無	無

(2) 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業については、見込みを下回っています。

(年間)

サービス名		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
意思疎通支援事業	第 5 期見込	19 回	19 回	19 回
	実 績	18 回	12 回	8 回

※令和 2 年度実績値は、8 か月分の実績から推計した値を掲載

(3) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業の給付実績については、項目によって見込みを下回っているものもありますが、概ね見込みどおり推移しています。

(年間)

サービス名		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
日常生活用具給付等事業				
①介護・訓練支援用具	第 5 期見込	2	2	2
	実 績	0	0	1
②自立生活支援用具	第 5 期見込	3	3	3
	実 績	0	0	1
③在宅療養等支援用具	第 5 期見込	2	2	2
	実 績	1	0	2
④情報・意思疎通支援用具	第 5 期見込	4	4	4
	実 績	2	1	1
⑤排せつ管理支援用具	第 5 期見込	160	172	184
	実 績	139	193	170
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	第 5 期見込	1	1	1
	実 績	0	0	1

※令和 2 年度実績値は、8 か月分の実績から推計した値を掲載

(4) 移動支援事業

移動支援事業については、転出等による減少割合が高く、尚且つ新規利用がなかったため、見込みを下回っています。

(年間)

サービス名		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
移動支援事業	第 5 期見込	5 人	5 人	5 人
	実 績	4 人	3 人	2 人

※令和 2 年度実績値は、8 か月分の実績から推計した値を掲載

(5) 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センター機能強化事業については、村内村外共に転出等による減少割合が高く、尚且つ新規利用がなかったため、見込みを下回っています。

(年間)

サービス名		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
地域活動支援センター機能強化事業				
① 村内	第 5 期見込	1 箇所	1 箇所	1 箇所
		4 人	4 人	5 人
	実 績	1 箇所	1 箇所	1 箇所
		4 人	2 人	2 人
② 村外	第 5 期見込	2 箇所	2 箇所	2 箇所
		1 人	1 人	2 人
	実 績	2 箇所	1 箇所	1 箇所
		1 人	0 人	0 人

※令和 2 年度実績値は、8 か月分の実績から推計した値を掲載

(6) 任意事業

日中一時支援事業は、利用事業所拡大の影響から見込みを上回っています。

自動車改造費助成事業は見込みどおり推移しています。自動車運転免許取得費助成事業については、利用希望がなく、利用実績がありません。

(年間)

サービス名		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
日 中 一 時 支 援 事 業	第 5 期見込	3 箇所	3 箇所	3 箇所
		11 人	11 人	12 人
	実 績	4 箇所	4 箇所	5 箇所
		11 人	14 人	16 人
自動車運転免許取得費助成事業	第 5 期見込	0 箇所	0 箇所	1 箇所
		0 人	0 人	1 人
	実 績	0 箇所	0 箇所	0 箇所
		0 人	0 人	0 人
自動車改造費助成事業	第 5 期見込	0 箇所	0 箇所	1 箇所
		0 人	0 人	1 人
	実 績	0 箇所	0 箇所	1 箇所
		0 人	0 人	1 人

※令和 2 年度実績値は、8 か月分の実績から推計した値を掲載

2 第1期白馬村障害児福祉計画

(1) 成果目標（国の基本指針に基づき設定）

I. 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

- 令和2年度末までに圏域による児童発達支援センターの設置
⇒未達成 第2期計画への継続事項
- 令和2年度末までに保育所等訪問支援の利用体制構築
⇒達成（第1期計画期間において利用実績あり）

II. 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保（圏域確保）
⇒達成（圏域内3か所設置）
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置（圏域設置）
⇒達成（大北障害保健福祉圏域自立支援協議会活用）

(2) 障害児福祉サービス等

障がい児支援サービス、障がい児相談支援

教育委員会等との連携により、見込み以上の増加で推移しています。居宅訪問型児童発達支援については、利用希望がなく、利用実績がありません。

（月間）

サービス名		平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援事業	第5期見込	5 人	5 人	5 人
	実績	10 人	10 人	5 人
放課後等デイサービス	第5期見込	12 人	12 人	12 人
	実績	18 人	24 人	28 人
保育所等訪問支援	第5期見込	1 人	1 人	1 人
	実績	1 人	2 人	2 人
居宅訪問型児童発達支援	第5期見込	0 人	0 人	1 人
	実績	0 人	0 人	0 人
障害児相談支援	第5期見込	17 人	17 人	17 人
	実績	29 人	36 人	37 人

※令和2年度実績値は、8か月分の平均値から推計した値を掲載

第4章 第6期白馬村障害福祉計画

1 成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針の趣旨】

- ・令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活（グループホーム、在宅など）へ移行することを基本とする。…※1
- ・令和5年度末時点において、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。…※2

◆目標設定の考え方

これまでの実績等を勘案し、目標値を設定しました。

項 目	目 標
令和元年度末の施設入所者数・・・5人	—
令和5年度末までの地域生活移行者数…※1	1人
令和5年度末までの施設入所者の削減数…※2	2人
令和5年度末の施設入所者数	3人

(2) 地域生活支援拠点等の整備

【国の基本指針の趣旨】

- ・令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

◆目標設定の考え方

圏域により1カ所確保している面的整備型の地域生活支援拠点等について、機能充実のため、運用状況の検証及び検討を圏域で行います。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等の数	1カ所	1カ所	1カ所
運用状況の検証及び検討の回数（回/年）	2回	2回	2回

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針の趣旨】

- ・ 令和5年度末までに、令和元年度実績の1.27倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。…※1
- ・ 就労移行支援については、令和5年度末までに令和元年度実績の1.30倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。…※2
- ・ 就労継続支援A型については、令和5年度末までに令和元年度実績の1.26倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。…※3
- ・ 就労継続支援B型については、令和5年度末までに令和元年度実績の1.23倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。…※4
- ・ 就労定着支援の利用者については、令和5年度における就労移行支援等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。…※5

◆目標設定の考え方

これまでの各サービスの利用実績及び一般就労への移行実績等を勘案し、目標値を設定しました。

項目	目標
令和元年度末の福祉施設から一般就労移行者数・・・0人	—
令和5年度末までににおける福祉施設からの一般就労移行者数…※1	5人
就労移行支援における令和元年度末の一般就労移行者数・・・0人	—
令和5年度末までににおける就労移行支援利用者の一般就労移行者数…※2	3人
就労継続支援A型における令和元年度末の一般就労移行者数・・・0人	—
令和5年度末までににおける就労継続支援A型利用者の一般就労移行者数…※3	1人
就労継続支援B型における令和元年度末の一般就労移行者数・・・0人	—
令和5年度末までににおける就労継続支援B型利用者の一般就労移行者数…※4	1人
令和5年度末における就労移行支援等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援の利用者…※5	1人

2 障害福祉サービス等の見込量と今後の施策

(1) 訪問系サービス

◆サービスの内容

訪問系サービスは、ホームヘルパーが障がいのある人の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うサービスです。

●サービスの見込量

居宅介護については、平成 30 年度から令和 2 年度にかけて、利用実績が減少していること等を勘案し、見込量を設定しました。

同行援護については、今後移動支援事業からの移行分を見越し、見込量を設定しました。

その他は現状維持が見込まれます。

サービス名	第 5 期実績			第 6 期見込量		
	H30	R1	R2(見込)	R3	R4	R5
居 宅 介 護	37 時間	40 時間	26 時間	30 時間	30 時間	30 時間
	4 人	4 人	2 人	2 人	2 人	2 人
重 度 訪 問 看 護	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
同 行 援 護	0 時間	0 時間	0 時間	20 時間	20 時間	20 時間
	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人
行 動 援 護	4 時間	4 時間	4 時間	4 時間	4 時間	4 時間
	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
重度障害者等包括支援	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

◆主要施策

居宅介護はこれまでの実績により、大きく増加していく可能性は低いですが、当該サービスは、在宅生活の継続や地域生活への移行を推進する観点から、地域での自立した生活を支えるうえで重要なサービスであることから、今後も利用者の要望や意向などに応じた適切なサービス提供できるよう、関係機関と連携を図り、体制の充実に努めます。

同行援護は、現在移動支援事業において対応していますが、視覚障がい者等の移動に際してより専門性を確保し、利用者が選択できるよう体制の充実に努めます。

重度訪問介護や、重度障害者等包括支援については、現在村内に利用者がいないため見込量は計上していませんが、申請があった場合は、柔軟に対応していきます。

(2) 日中活動系サービス

◆サービスの内容

日中活動系サービスは、主に日中において、通所等により必要な介護や訓練等の支援を行うサービスです。

●サービスの見込量

生活介護は、今後も増加していくと見込まれますが、これまでの実績から減少していくことも勘案し、見込量の設定を行いました。

自立訓練は、平成 30 年度に 1 件実績がありました。これまでの利用実績から大きな利用増は見込まれないこと等を勘案し、見込量の設定を行いました。

就労移行支援は、一般就労を推進するうえで毎年度新規利用が見込まれることから、これまでの利用実績等を勘案し、見込量の設定を行いました。

就労継続支援（A 型）は、就労移行支援との兼ね合いを含めて、見込量の設定を行いました。

就労継続支援（B 型）は、利用実績が増加しているため、今後も利用の増加があるものと見込まれます。

療養介護は、今後も継続的に利用があると見込まれます。

短期入所は、事業所開始の影響から利用実績が増加しており、介護者等の緊急的な理由等で今後も利用の増加があるものと見込まれます。

就労定着支援は、現状の事業者数、就労移行支援等を利用した方が利用すること等を勘案し、見込量の設定を行いました。

	第5期実績			第6期見込量		
サービス名	H30	R1	R2(見込)	R3	R4	R5
生活介護	307人日分	274人日分	297人日分	312人日分	312人日分	312人日分
	16 人	14 人	15 人	16 人	16 人	16 人
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	10人日分	0人日分	0人日分	10人日分	10人日分	10人日分
	1 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人
就労移行支援	28人日分	3人日分	38人日分	40人日分	40人日分	40人日分
	2 人	1 人	2 人	2 人	2 人	2 人
就労継続支援 (A型)	0人日分	0人日分	0人日分	20人日分	20人日分	20人日分
	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人
就労継続支援 (B型)	260人日分	266人日分	315人日分	330人日分	350人日分	370人日分
	16 人	17 人	20 人	21 人	22 人	23 人
療養介護	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
短期入所 (ショートステイ)	10人日分	19人日分	23人日分	27人日分	32人日分	37人日分
	3 人	4 人	4 人	5 人	6 人	7 人
就労定着支援	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人

◆主要施策

日中活動系サービスは、障がいのある人の日中活動の核となるサービスであることから、利用者の要望に応じた適切なサービスを安定的に提供できるよう、相談支援事業を活用する等して需用の動向を把握し、事業所等と連携しサービス確保に努めます。

また、ホームページや広報誌等により障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの周知に併せ、交通費等障がいのある人の経済的負担の軽減を図るため、令和2年度より開始した事業所等へ通所する際の交通費補助制度の周知にも努めます。

(3) 居住系サービス

◆サービスの内容

居住系サービスは、主として夜間において、施設や共同生活を行う住居で、必要な介護や援助を提供するサービスです。

●サービスの見込量

共同生活援助（グループホーム）は、今後も増加していくと見込まれますが、これまで一時的な外泊として利用されていた方の短期入所への移行等を勘案し、見込量の設定を行いました。

施設入所支援は、国の基本指針に基づき、在宅、グループホーム等への地域移行等を勘案し、見込量を設定しました。

自立生活援助は、障害者支援施設、グループホームから在宅への移行は実績がないこと等を勘案し、見込量の設定を行いました。

サービス名	第5期実績			第6期見込量		
	H30	R1	R2(見込)	R3	R4	R5
共同生活援助	13 人	15 人	16 人	17 人	17 人	17 人
施設入所支援	6 人	5 人	4 人	4 人	4 人	3 人
自立生活援助	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人

◆主要施策

本人や家族の意向を尊重しながら、施設等から地域生活への移行を進めるため、共同生活援助（グループホーム）の確保・待機者の解消に努めます。

また、施設入所待機者に対し、地域で生活するために必要なサービスの情報を提供し入所待機者の解消に努めます。

地域移行支援の活用と指定一般相談支援事業所との連携強化により施設入所者の中で地域移行を希望している障がい者、若しくは地域移行の方が利用者のニーズにより即した生活が送れると判断される場合は、共同生活援助等の住まいの場、通所等による日中活動の場、居宅介護等による訪問サービス等を包括的に活用し、地域への移行を検討します。

(4) 相談支援

◆サービスの内容

障がい者が自立して生活を行える為の課題解決や適切な障害福祉サービスを利用するために、ケアマネジメントによりサービス事業者との連絡調整等を行うなど、きめ細やかな支援を行います。

●サービスの見込量

障害福祉サービスの利用者数等を勘案し、原則として3年間で計画的に全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を計画相談支援の対象者として見込んでいます。

サービス名	第5期実績			第6期見込量		
	H30	R1	R2(見込)	R3	R4	R5
計画相談支援	41 人	43 人	45 人	50 人	50 人	50 人
地域移行支援	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人
地域定着支援	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人

◆主要施策

計画相談を積極的に活用する等し、障がい者のニーズに即したサービス利用計画の作成を行います。また、検証（モニタリング）により障がい者の現在の状況に即した支援に努めます。

地域移行を希望している障がい者、若しくは地域移行の方が利用者のニーズにより即した生活が送れると判断できる場合は、共同生活援助等の住まいの場、通所等による日中活動の場、居宅介護等による訪問サービス等を包括的に活用し、地域への移行を検討します。

居宅において単身等で生活する障がいのある人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性によって生じた緊急の事態等に応じるための相談等の支援に努めます。

(5) 地域生活支援事業

①相談支援事業

◆サービスの内容

障がいのある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により支援を行います。

●サービスの見込量

障害者相談支援事業や基幹相談支援センター等機能強化事業は、社会福祉法人に事業委託して事業を実施します。なお、住宅入居等支援事業、成年後見制度利用支援事業については、今後の利用意向を見極めながら利用者への対応をしていきます。

	第5期実績			第6期見込量		
サービス名	H30	R1	R2	R3	R4	R5
相談支援事業						
① 障害者相談支援事業	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	有	有	有	有	有	有
③ 住宅入居等支援事業	無	無	無	無	無	無
④ 成年後見制度利用支援事業	無	無	無	有	有	有

◆主要施策（障害者相談支援事業）

中立・公平な相談支援事業を実施していくため、地域の関係機関との連携を強化して、大北障害保健福祉圏域自立支援協議会の充実を図ります。

◆主要施策（成年後見制度利用支援事業）

大北地域における権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制整備に向けた「協議会」を設置し、大北5市町村の担当部局を1次窓口、広報・相談・手続支援及び法人後見の受任等を担う機関である北アルプス成年後見支援センター（大町市所在）を2次窓口とし、双方を中核機関と位置付けて各機能の役割を整理します。

パンフレット、広報紙、ホームページ等による広報や、村民向けの講演会、関係者向けの研修会等をとおして、成年後見制度の普及に努めます。

中核機関の役割整理を踏まえ、パンフレット、広報紙、ホームページ等で相談窓口を明示するとともに、定例の無料相談会を活用し、相談窓口の対応力向上に努めます。

意思決定に支援が必要な人の状況に応じ、成年後見制度の必要性を早期に見極め、本人・親族申立の手続き支援を行うとともに、必要に応じて村長申立を行っていきます。

成年後見制度の利用開始後において、後見人等が気軽に相談できる窓口の設置について検討するとともに、家庭裁判所や専門職団体等との連携を図りながら、後見業務の適正化に努めます。

成年後見制度利用支援事業について、村長申立以外の本人や親族による申立の場合も利用できるよう見直しに努めるとともに、活用を促進します。

②意思疎通支援事業

◆サービスの内容

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の意思疎通の円滑化を図ることを目的とします。

手話通訳や要約筆記をはじめ、触手話や指点字、代読、代筆、知的障がいや発達障がい、重度身体障がい者とのコミュニケーションも支援に含まれます。

●サービスの見込量

要約筆記者の派遣は、これまでの実績等を勘案し、見込量の設定を行いました。

	第5期実績			第6期見込量		
サービス名	H30	R1	R2(見込)	R3	R4	R5
意思疎通支援事業	18回	12回	8回	17回	17回	17回

◆主要施策

関係機関や団体への派遣や情報支援に係る助言等の積極的な支援を行います。また、行政主催かつ一般村民対象の講演会、講座、イベント等については、会議や講座等を構成する一つの要素として、要約筆記等を配置するなど意思疎通支援の周知に努め、事業の充実を図ります。

③日常生活用具給付等事業

◆サービスの内容

日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与するものです。

●サービスの見込量

これまでの利用実績等を勘案して、見込量を設定しました。

(単位：件数)

サービス名	第5期実績			第6期見込量		
	H30	R1	R2(見込)	R3	R4	R5
日常生活用具給付等事業						
① 介護・訓練支援用具	0	0	1	2	2	2
② 自立生活支援用具	0	0	1	2	2	2
③ 在宅療養等支援用具	1	0	2	2	2	2
④ 情報・意思疎通支援用具	2	1	1	3	3	3
⑤ 排せつ管理支援用具	139	193	170	180	180	180
⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	0	0	1	1	1	1

◆主要施策

利用者が日常生活を円滑に送られるよう、容易に使用でき実用性がある用具の適切な給付に努めます。

④移動支援事業

◆サービスの内容

屋外での移動が困難な障がい者に、余暇活動等を含めた外出時の移動の支援を行うものです。

●サービスの見込量

これまでの利用実績等を勘案して、見込量を設定しました。

	第5期実績			第6期見込量		
サービス名	H30	R1	R2(見込)	R3	R4	R5
移動支援事業	4 人	3 人	2 人	3 人	3 人	3 人

◆主要施策

事業所登録した事業者と協力して円滑に事業実施を行います。障害福祉サービスの同行援護と移動支援事業を、その場の状況に応じて選択できる体制づくりに努めます。

⑤地域活動支援センター機能強化事業

◆サービスの内容

地域活動支援センターにおいて、創作的活動または生産活動の機会を提供するとともに社会との交流の促進を図ります。

●サービスの見込量

これまでの利用実績等を勘案して、見込量を設定しました。

	第5期実績			第6期見込量		
サービス名	H30	R1	R2(見込)	R3	R4	R5
地域活動支援センター機能強化事業						
① 村内	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	4 人	2 人	2 人	3 人	3 人	3 人
② 他市町村	2 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	1 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人

◆主要施策

社会福祉法人に委託して事業を実施し、地域で生活するうえでの支援の促進に努めます。

⑥任意事業

◆サービスの内容

地域生活支援事業のなかで、地域の特色に合わせて実施する事業です。

●サービスの見込量

これまでの利用実績等を勘案して、見込量を設定しました。

サービス名	第5期実績			第6期見込量		
	H30	R1	R2(見込)	R3	R4	R5
日 中 一 時 支 援 事 業	4 箇所	4 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所
	11 人	14 人	16 人	17 人	17 人	17 人
自動車運転免許取得費助成事業	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	1 箇所
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人
自 動 車 改 造 費 助 成 事 業	0 箇所	0 箇所	1 箇所	0 箇所	0 箇所	1 箇所
	0 人	0 人	1 人	0 人	0 人	1 人

◆主要施策

日中一時支援事業は、障害福祉サービスの切れ目の部分において利用される方も多いことから、より利用しやすい環境整備に努めます。

自動車運転免許取得費及び自動車改造費助成についても、事業の周知に努めます。

第5章 第2期白馬村障害児福祉計画

1 成果目標

(1) 児童発達支援センターの設置

【国の基本指針の趣旨】

- ・令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

◆目標設定の考え方

圏域による児童発達支援センターの設置に努めます。

項 目	目 標
児童発達支援センターの設置	圏域設置

(2) 医療的ケア児への支援について

【国の基本指針の趣旨】

- ・令和5年度末までに、各圏域及び各市町村において、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。

◆目標設定の考え方

協議の場は第1期計画期間において圏域により設置済みのため、医療的ケア児コーディネーターについて圏域による配置に努めます。

項 目	目 標
医療的ケア児コーディネーター配置人数	1人（圏域配置）

2 障害児福祉サービス等の見込量と今後の施策

(1) 障がい児支援サービス

◆サービス内容

早期に適切な訓練を提供し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能を身につけるため、集団生活への適応、社会性・生活能力の向上を支援するためのものです。

●サービスの見込量

児童発達支援事業は、第1期計画期間において増加しましたが、年度によって人数の変動が大きいこと、また教育委員会等との連携により、早い段階での支援を要する児童の早期発見体制の構築も進んでいること等を勘案し、見込量の設定を行いました。

放課後等デイサービスについては、教育委員会等との連携により、顕著な増加傾向であり、今後も放課後の利用に加え長期休暇での利用希望が見込まれますが、卒業による一定割合の減少もあること等を勘案し、見込量の設定を行いました。

保育所等訪問支援は、第1期計画期間において教育委員会等との連携により、一定数利用者がみられ、今後も継続的に利用が見込まれますが、他サービスでの利用も想定されること等も勘案し、見込量の設定を行いました。

居宅訪問型児童発達支援については、圏域に事業所がないこと、未就学の重症心身障がい児の利用状況等を勘案し、見込量の設定を行いました。

サービス名	第1期実績			第2期見込量		
	H30	R1	R2(見込)	R3	R4	R5
児童発達支援事業	10人	10人	5人	5人	5人	5人
放課後等デイサービス	18人	24人	28人	30人	30人	30人
保育所等訪問支援	1人	2人	2人	1人	1人	1人
居宅訪問型児童発達支援	0人	0人	0人	0人	0人	1人

◆主要施策

保育所、幼稚園、子育て相談支援センター、教育機関、事業所等との連携強化による早い段階での支援を要する児童の早期発見体制の構築に今後も務めていき、成長過程に応じた療育・教育を実施しながら、将来的な本人及びご家族等の負担の軽減につなげます。

(2) 障がい児相談支援

◆サービス内容

障害児福祉サービスを利用する全ての障がいのある児童に対し、支給決定時等において、障害児支援利用計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整等を行います。

また、一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しやサービス事業者との連絡調整等を行います。

●サービスの見込量

障害児福祉サービスの利用者数等を勘案し、原則として3年間で計画的に全ての障害児福祉サービスの利用者を障害児相談支援の対象者として見込んでいます。

	第1期実績			第2期見込量		
サービス名	H30	R1	R2(見込)	R3	R4	R5
障害児相談支援	29 人	36 人	37 人	40 人	40 人	40 人

◆主要施策

相談支援を積極的に活用するなどし、障がい児のニーズに即した障害児支援利用計画の作成を行います。また、検証（モニタリング）により障がい児の現在の状況に即した支援に努めます。

第6章 計画の推進

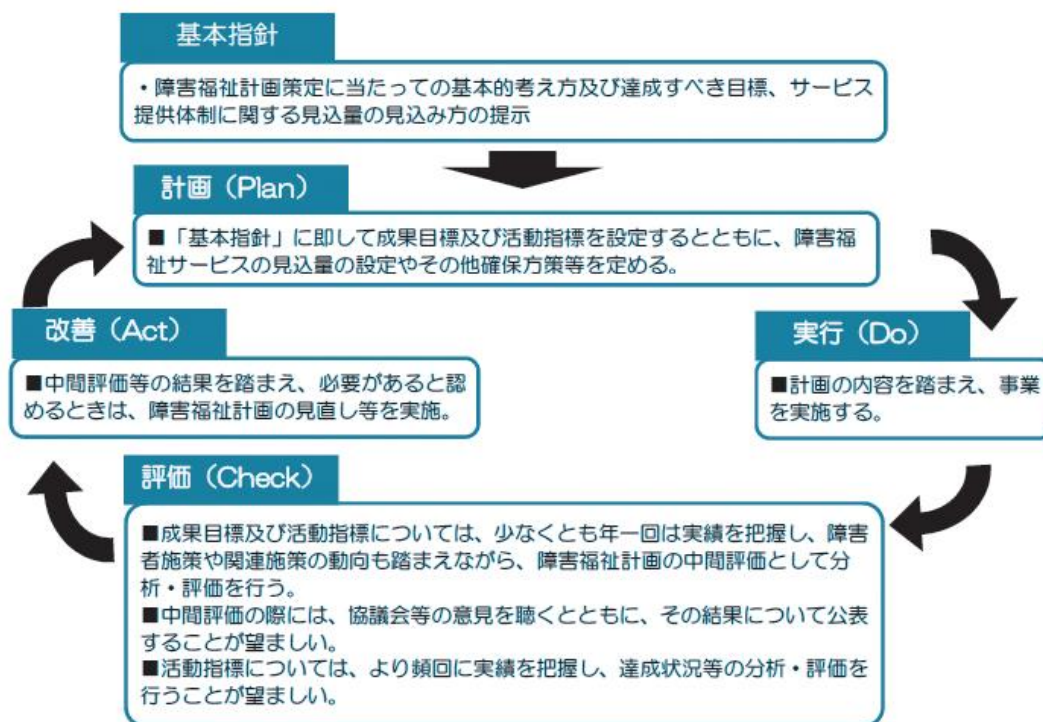
1 計画の推進体制

庁内の関係課が連携して、障がいのある人のニーズに応えられるよう協力体制を築いていきます。また、村内にある相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、関係機関連携のもと、計画の具体化に向けた協議を行う等、協働して計画の推進に努めます。

2 計画の達成状況の検証及び評価方法

本計画は、計画期間の最終年度において、成果目標の達成状況、サービスの見込量に対する実績値等を検証しながら点検・評価を行います。その評価結果を踏まえたうえで、適切な見直しを行い、PDCAサイクル（Plan「計画」、Do「実行」、Check「評価」、Act「改善」）により次期計画に向けて着実に推進します。

（障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ）



資料 1 第 3 期白馬村障害者計画

1 地域における自立生活の支援

(1) 福祉サービスの充実

現状と課題

全国的な傾向ですが、本村においても障がいのある人や家族の高齢化が急速に進んでおり、家族の介護負担が増す傾向にあるとともに、家族がいなくなったときの生活について、多くの人が不安を感じています。

障がいのある人が、できる限り住み慣れた家庭や地域で生活するためには、障がいの程度や社会活動、介護者や居住の状況などを踏まえ、最適な福祉サービスを提供する必要があります。

そのためには障害者総合支援法の円滑な推進により、利用者のニーズに応じて質・量ともに十分なサービスを確保するとともに、適切なサービスが提供できるよう相談支援事業（ケアマネジメント）体制及び連携を強化する必要があります。

施策の方向性

全ての障がいのある人が、家庭や地域社会の中で自立した生活を送るためには、障がいのある人の心身の状況やニーズを的確に把握することが重要です。

また、障がいのある人が何でも相談できる窓口体制の充実や暮らしに役立つ情報、各種支援制度・サービスに関する情報の発信、保健・医療・福祉その他の関係分野の総合的な連携のもとに地域の社会資源を活用した総合的な福祉サービスを提供する体制整備に努めます。

主要施策

- 障がいのある人及びその家族が、居宅において安心して日常生活を営めるよう居宅介護、短期入所及び日中一時支援事業等のサービスが障がいの種類や程度に応じて適切に提供できる体制の充実に努めます。
- 障がいのある人の自立した生活や社会参加を促進し、また家族の負担を軽減するため、日中活動の場となる通所型事業の充実に努めます。
- 補装具費や日常生活用具の給付など、障がいの状況に応じた各種生活支援サービスの充実に努めます。また、各種支援制度の周知に努め、有効活用を図ります。
- 障がいの種類や程度、生活環境、ニーズ等を踏まえ総合的で専門的なサービスが提供できるように、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連携の推進と、ボランティアなどが行う地域の社会資源を活用したサービス提供体制を推進します。
- 障がいのある人が、それぞれのライフステージ^{*1}に応じ適切な支援が受けられるように、民生児童委員その他関係機関との連携強化に努めます。

〔 *1 ライフステージ
人の一生を、幼少期、少年期、青年期、壮年期、高齢期などに分けたそれぞれの段階 〕

（２） 安定的な生活の支援

現状と課題

経済的な生活支援は障がい者の地域生活を支える上で重要であり、障害基礎年金や特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当等の年金や手当及び貸付の制度について周知を図り、福祉の社会資源を有効かつ公平に利用できるようにする必要があります。

施策の方向性

障がい者が地域社会で自立した生活を営むためには、障がい者及びその家族の生活の基盤となる所得保障を充実し、福祉資源を有効に活用できるように、専門的な相談機能の充実と社会保障制度等の利用促進に努めます。

主要施策

- 障がい者の所得保障のため、障害基礎年金などの公的年金制度、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当などの生活安定制度について、村の広報紙やホームページ及びユーテレ白馬、相談支援活動、地域活動組織などを通じた周知・広報の強化を行います。
- 自立生活を支援するための生活福祉資金制度^{*2}の効果的な活用に努めます。
- 心身障害者扶養共済制度の周知と加入促進に努めます。

〔 *2 生活福祉資金制度
資金を他から借り受ける事が難しい、低所得者世帯や障がい者世帯、65歳以上の高齢者の属する高齢世帯、日常生活に困難を抱えている方を対象として必要な資金の貸し付けと、社会福祉協議会やハローワーク等による継続的な相談支援をセットで行い、生活の立て直しや経済の自立を図ることを目的とした制度 〕

(3) 保健・医療の充実

① 早期発見対策の充実に向けた健康づくりの推進

現状と課題

けがや疾病を早期に発見し治療することは、障がいに係る様々な負担や困難の軽減にも繋がります。そのためには、妊娠期・乳幼児期・成人期各段階での健康診査の受診が重要です。

障がいのある人の2次的障がい^{*3}の発生を予防するとともに、後遺症の軽減、残存能力の維持向上を図り、健康的な日常生活を確保するための施策の推進が必要です。

施策の方向性

障がいのある人自身や介助・支援者の高齢化、医療的ケアが必要な重度障がいのある人の増加等に対応し、保健・医療・福祉の連携を通じて支援体制を充実させ、早期発見に努めます。

さらに、障がいの疑いのある人に対しては、健康相談、健康教育、訪問指導等で適切に対応するとともに乳幼児期における早期発見とフォローアップ^{*4}の充実を図ります。

主要施策

- 乳幼児の成長・発達にあわせた健康診査の実施による、乳幼児期における疾病の予防と早期発見に努めます。
- 保健と教育の連携により、児童の心身の悩みの相談、健康管理体制の充実、思春期の若者をとりまく問題についての学習機会を提供します。
- 疾病の予防のために、乳幼児期から高齢期までの各ライフステージ毎の保健サービスの提供と、障がいの原因となる疾病予防について、健康診査、健康教育、健康相談などの充実を図ります。
- 各種健（検）診を受ける機会が少ない在宅障がい者に対する、定期的な健康診査を奨励します。
- 村民の健康づくりを推進するため、食育ボランティアや保健補導員等との連携強化に努めます。

^{*3} 2次的障がい

1次障がい¹が基になって起こる派生的な障がい。例えば、下半身麻痺という障がいから、上肢の使用過多により慢性関節炎という2次障がい²が起きる事をいいます。

^{*4} フォローアップ

健診等で助言を行った内容に効果があるか確認し、その後も継続的に調査助言を行うこと

② 医療・リハビリテーションの充実

*** 現状と課題 ***

ライフステージに応じた切れ目のない支援を受けることができるよう、適切な時期に適切な訓練が受けられ、心身機能の促進と維持回復を図ることが重要です。

機能障がい者の軽減を支援するため、自立支援医療（更生、育成、精神）の給付につなげるほか、重度の心身障がい者に対する医療費助成を実施し、健康の保持・増進における、経済的負担の軽減を図る必要があります。

*** 施策の方向性 ***

健康診査等で健康上の問題が発見された方に対して、保健師等による相談や訪問を実施するとともに、保健所や児童相談所、医療機関等の関係機関と連携し、早期治療、早期療育の支援に努めます。

*** 主要施策 ***

- 障がいのある人の地域生活を支援するため療育機関と連携した訪問・外来による療育指導や技術指導など、療育支援事業の充実を図ります。
- 障がいのある児童を持つ親の交流の場、経過観察が必要な子どもに対する継続的な支援と身近な療育相談の場としての療育教室の充実を図ります。
- 症状や状況に応じ適切なリハビリテーションなどが受けられるよう、医療機関や施設等との連携の充実を図ります。
- 障がいの軽減、回復、治療などに要した費用の一部を公費負担する自立支援医療（育成・更生・精神通院）等の円滑な実施に努めます。
- 通院が困難な重度の障がい者や寝たきりの高齢者が、医療サービスを受けられるための訪問看護サービスの利用を推進します。

③ 精神障がい者保健福祉の充実

*** 現状と課題 ***

精神保健福祉については、国において 1 年以上の長期入院患者の退院を推進するため、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加、地域の助けあいが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指すこととなりました。

今後も国の方向性に沿って、各分野の連携を充実させていきながら、地域生活への移行、定着に向けて取り組んでいく必要があります。

*** 施策の方向性 ***

複雑、困難な相談の増加に伴い、精神保健の早期発見・対応を行うための専門相談（認知症、虐待、引きこもり等）の充実と、関係者との連携、協力体制の強化を図ります。

*** 主要施策 ***

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、障がいのある人の地域移行、定着支援などの支援体制の構築に向けた検討を進めます。
- 療養者が社会生活訓練を行うことで生活に必要な習慣・技術を身につけるとともに、地域での仲間づくりを通じて生活の幅を拡充します。
- 一人暮らしで支援が必要な障がい者が安心して生活できるための地域の見守り支援体制の整備を図ります。
- 医療機関と地域移行コーディネーター^{*5}との連携の強化に努めます。

＊5 地域移行コーディネーター

精神科病院等に対し、退院促進・地域定着支援のために 必要な協力を得るための働きかけや患者の退院後の地域生活のための住まい探しや退院に向けた準備のための支援を行う者。

2 社会参加の促進と就労支援

(1) 社会参加と自立の促進

現状と課題

障がいのある人を含むすべての人々が、社会活動や文化活動を通じて、自らの個性や能力を発揮し、自己実現を図ることは、「こころの豊かさ」を含めた真の豊かさが実感できる社会づくりを推進するうえで重要です。

また、これらの活動を通じて、障がいのある人が健常者とともに社会参加することは、生活の質の向上とノーマライゼーション^{*6}の理念の実現に不可欠な要素です。こうした観点から、積極的に参加できる環境整備を進めていく必要があります。

施策の方向性

障がいのある人がスポーツや文化・芸術活動などを通じて社会に参加し、健康維持や生きがいづくり、自己実現を図れるよう、活動への参加を促進します。

主要施策

- 村の行事やイベント、講座、各種意見交換等の場に障がいのある人が気軽に参加できる体制整備に努めます。
- 地域行事やレクリエーション、文化活動等に障がいのある人が気軽に参加し、ふれあいや交流が出来るように、開催の方法等について助言や指導を行います。
- スポーツ施設や公民館等、各種公共施設のバリアフリー化^{*7}と、移動手段の充実による、障がいのある人が利用しやすい環境の整備に努めます。
- 資料の事前配布、テキストデータ化等、障がいに対応した資料づくり作成に向けて努めるとともに、体制整備の強化を図ります。
- 障がい者団体が企画・運営する各種活動の支援を行います。
- 障がいのある人の多様な学習ニーズに対応するため、生涯学習活動の開催方法や内容の充実と、学習機会の提供に努めます。

***6 ノーマライゼーション**

北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つ。障がいのある人と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。

***7 バリアフリー**

障がいのある人や高齢者が生活を営むうえで支障がないように、商品を作ったり建物を設計したりすること。また、そのように作られたもの。

(2) 育成と教育の充実

① 乳幼児期における療育の充実

*** 現状と課題 ***

一人ひとりの発達の状況に応じて適切な療育を行うことで障がいに係る困難の軽減を図ることができるため、早い段階からの療育が重要です。また、障がいのある児童の自立生活及び自己実現のために保育や教育、生涯学習や社会参加の機会が等しく確保されることが必要です。

*** 施策の方向性 ***

障がいのある児童に対して、施設や関連機関の連携による一貫した療育・指導体制の整備充実が必要です。保護者に対しては、子どもが安定した家庭生活を送るために、成長過程に応じた療育・教育に関して適切な助言・指導を行うための相談支援体制の充実に努めます。

*** 主要施策 ***

- 乳幼児相談等で気軽に相談できる体制整備と、関係機関の連絡調整の充実を図ります。
- 保育所、幼稚園、子育て相談支援センター、医療機関等の関係機関との相互の連携による、療育に関する相談・指導体制の充実を図ります。
- 障がいの有無や程度の判断が難しい児童に対して、気軽に相談できる体制整備と、関係機関との連絡調整の充実を図ります。
- 障がいのある児童が適切な療育が受けられるように、通園施設での療育指導の充実を図ります。
- 障がいのある児童の療育・保育の場として、保育所等での障がい児保育の拡充に努めます。また、支援員に対して専門機関との連携強化、研修及び助言に基づき知識及び技能の取得に努めます。
- 地域での療育相談の場として、専門機関と連携した巡回相談の充実を図ります。

② 学校教育及び地域での療育施策の充実

* 現状と課題 *

子どもが成長していく過程では、学校、地域における育成が重要です。障がいのある児童生徒が個人の能力や可能性を伸ばすための就学体制が整備され、いきいきとした学校生活を送ることが出来るように、特別支援教育の推進を図る必要があります。

そのために、関係する各分野との連携を充分取りながら、それぞれの施策が効果的に展開されるよう配慮する必要があります。

* 施策の方向性 *

学校、保育所、幼稚園、地域等が連携を図りながら、地域で健やかに生活・成長できる環境づくりを進めることが重要です。また、保護者の育児不安に対して適切に対応するため、身近な地域での相談体制の充実に努めます。

* 主要施策 *

- 障がいのある児童の保護者の育児不安を軽減するため、関連施設との連携を深めながら、相談・指導の充実に努めます。
- 学校・家庭・地域の連携を図り、保護者同士の交流を深め、障がいのある児童一人ひとりに対する総合的で、きめ細かな教育・指導に努めます。
- 特別支援教育の充実に図るため、個別の指導計画や支援計画に基づいたきめ細かな教育に努めるとともに、個々の教育的ニーズに応じた支援を行うため、必要な職員を配置し、指導力の向上や環境整備の推進に努めます。
- 適切な教育対応を可能にするために、各学校の特別支援教育コーディネーター^{*8}を中心に福祉・医療・特別支援学校等関係機関との連携を深め、障がいの状況を的確に把握した適切な支援が行える体制づくりに努めるとともに、児童生徒と保護者の教育相談や就学に向けた相談・支援の体制充実に努めます。
- 一人ひとりの生徒の能力や適性及び意向に応じた適切な進路が保障されるよう、関係機関が連携しながら、社会的・職業的自立に向けた一人ひとりの状況に応じた相談支援の充実に努めます。

*8 特別支援教育コーディネーター

保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内や福祉、医療等の関係機関との連絡調整の役割を担う職員として位置づけられています。

(3) 雇用・就労の促進

*** 現状と課題 ***

「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正により、障がいのある人を雇用する事業主に対しては、障がいのある人への合理的配慮を提供する義務が生じ、また、平成 30 年 4 月 1 日より法定雇用率の算定基礎に精神障がいのある人が加えられます。

障がいのある人が地域で生活をしていく上で、社会の一員として、また、自己実現の一つの手段として、障がい特性や一人ひとりの適正、能力に応じて、身近に活動することや働くことができる場があることが望まれます。また、就労を継続するために、事業所等の理解を深めることと併せて、療育・発達支援から就労支援へと切れ目なくつながるサポート体制を確立していくことが必要となっています。

*** 施策の方向性 ***

障がいのある人が適性に応じ自由に職業が選択でき、就労の機会が確保されるよう職能訓練を充実するとともに、福祉就労から継続的な一般就労へ移行できるような就労移行支援体制を整備するとともに就労後の職場定着支援に努めます。

*** 主要施策 ***

- 障がい者の就労機会を拡充するため、大北障害保健福祉圏域自立支援協議会、大北圏域障害者総合支援センター「スクラム・ネット」、ハローワーク等の関係機関と連携し、企業・雇用主に対して雇用率達成への理解と協力要請を行い、制度の周知と意識の啓発を行います。
- 障がい者の職場定着のため、適用能力に応じた職場配置や短期間勤務等の多様な就業形態の導入、バリアフリー化による職場環境の改善の推進を図ります。
- 就労意欲のある障がい者が、自らの意思で能力に応じた職場を選択して自立できるよう、福祉的就労から一般就労への移行を推進する中で、一般就労が困難な方に対しては、施設や作業所における福祉就労の場の確保に努めます。
- トライアル雇用事業^{*9}やジョブコーチ^{*10}等の制度の活用及び周知を図ります。
- 障害者就労施設で就労する障がい者や在宅で就労する障がい者の経済面の自立を進めるため、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの需要の増進を図ります。

***9 トライアル雇用**

特定の求職者を短期間の試用期間を設けて雇用し、企業側と求職者側が相互に適性を判断した後、両者が合意すれば本採用が決まるという制度。

***10 ジョブコーチ**

職場適応援助者。障がい者の雇用に際し、出来ることと出来ないことを事業所に伝達するなど、障がい者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える者。

3 人にやさしいまちづくり

(1) 人にやさしいまちづくりの推進

① 施設のバリアフリー化の推進

現状と課題

障がいのある人が社会のあらゆる領域に健常者と平等に参加し、自力で安全に行動できるよう、障がいのある人だけでなく高齢者や子ども連れの方などすべての人に使いやすく設計されているかどうかという、ユニバーサルデザイン^{*11}の考え方に基づいて、生活環境を整備することが基本的課題です。

***11 ユニバーサルデザイン**

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。

例：段差解消、点字がついた飲料缶、音響・時間表示信号機等

施策の方向性

すべての人が利用できるユニバーサルデザインの考え方に基づき、安心や安全、快適性、人のやさしさ、便利さ、分かりやすさなどの視点に配慮し、暮らしやすい、快適なまちづくりを進めます。

主要施策

- 公共施設については、障がい者や高齢者等が円滑に利用できるような配慮、措置を図る必要があり、既存の施設については段階的な改善に努めます。また、民間事業者等に対しても理解と協力を求めていくとともに、研修会や広報誌等により住民全体への啓発・PRを推進し、子どもから大人まで広く住民意識の高揚と向上を図ります。

② 情報のバリアフリー化

*** 現状と課題 ***

情報を迅速かつ的確に入手することは、地域で快適に生活していく上で重要ですが、障がい者はどうしても情報不足になりがちです。情報が上手く伝わらないがために、不利益を被るケースも少なくありません。

日常生活を営む上で必要な情報を受け取ることができるように配慮することもあります。このため、すべての人が共通して利用しやすい環境をつくるユニバーサルデザインの視点に立った環境づくりを進める必要があります。

*** 施策の方向性 ***

個々の障がいの状況に応じ適切な支援を行うために、身近で気軽に相談できる窓口の整備、情報のバリアフリー化及び情報支援体制の充実に努めます。

*** 主要施策 ***

- 障がいの状況に応じた情報支援のために、情報機器を活用し、コミュニケーション手段の確保に努めます。
- 行政等からの情報提供の際には、個人のニーズに合った方法での提供体制（郵送、窓口、メール等）の充実に努めます。
- 視覚・聴覚障がい者の情報支援のニーズに応えるため、手話通訳者・要約筆記者の派遣体制の充実、移動支援・同行援護等による情報支援の提供の充実に努めます。
- 様々な障がい福祉サービスや、専門的あるいは日常的な相談窓口の場所など、必要な情報を整理して、わかりやすく提供できるよう努めるとともに、身近な相談役として民生児童委員等による地域の相談体制の整備など官民一体となった相談支援体制の充実に図ります。
- 情報へのアクセシビリティ^{*12}を担保し、各種ニーズに対応していくため、要約筆記者、手話通訳者、点訳・朗読ボランティア等の担い手を関係機関とも連携して育成していく体制の充実に努めます。

*12 情報へのアクセシビリティ

年齢や身体障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

③ 住宅の整備と入居支援体制の充実

*** 現状と課題 ***

障がいのある人の暮らしを支援するには、その生活基盤の拠点となる住宅を、障がいの内容や程度に応じて確保することが重要となります。そのためには、生活福祉資金などを活用し、住みやすく改修・改良する必要があります。

また、施設や病院の退所・退院が可能な障がいのある人の円滑な地域移行を図るため、一般住宅等への入居支援が重要です。

*** 施策の方向性 ***

障がいのある人が快適な日常生活を営めるように、生活福祉資金や住宅改修補助等各種制度の周知と利用促進を図り、関係機関と連携しながら、住宅の改修・改良に関する相談や助言等に努めます。

*** 主要施策 ***

- 一般住宅等での自立した生活を希望している障がいのある人に対し、相談支援事業所を活用、連携強化しながら、日中活動サービス等の包括的な支援を行い、居住のサポートを行います。
- 「生活福祉資金」や「障がい者にやさしい住宅改修」等の各制度の円滑な実施に努めます。
- 公営住宅について、安全性、利便性を重視し、建設、改修時期に合わせた建物のバリアフリー化の推進への提言を行います。

④ 移動・交通対策の充実

*** 現状と課題 ***

障がいのある人が地域で安全で安心した生活を送るためには、道路整備に伴う歩道の改良など、人にやさしい道路の整備とともに、公共交通機関の運賃助成や、単独で移動が困難な方の移動手段の確保が重要となります。

*** 施策の方向性 ***

誰もが使いやすい道路の整備、移動手段の確保に努め、障がいのある人に対する配慮の必要性や正しい理解等の普及・啓発を進めていきます。

*** 主要施策 ***

- 道路整備に際し、歩道の拡幅や排水溝のふたの改良、誘導用床材（点字ブロック）の設置など、体の不自由な方が使いやすい施設整備への提案を行います。
- 信州パーキング・パーミット制度^{*13}の普及を進めていながら、公共施設における車イス使用車両等の駐車場の確保に努めます。
- 村内の公共交通について関係者を含めた協議会での公共交通施策の検討を行います。

- 障がいのある人の通院、買い物等の重要な交通手段として、デマンド型乗合タクシーの有効利用と誰もが使いやすい移動手段の確保を検討します。

*** 13 信州パーキング・パーミット制度**

長野県において、平成28年4月20日から開始した制度です。この制度は、障がいのある人や高齢者など移動に配慮を要する方々からの申請に基づき、県内共通の利用証を交付するものです。

⑤ 緊急時等の安全対策と防犯・防災対策の推進

*** 現状と課題 ***

地震や豪雨災害など各地で大規模災害が相次いで発生しており、災害時に弱い立場におかれる高齢者や障がいのある人などへの情報伝達や早期救助、避難誘導、避難生活における配慮など多くの課題が明らかになっています。

台風や地震などの大規模災害が発生した場合には、障がいのある人や高齢者への的確かつ迅速な支援が重要になります。

*** 施策の方向性 ***

災害発生時に障がいのある人への的確に情報が伝達され、速やかに避難し、被災後も安全に生活できるよう、地域の自主防災組織など関係機関と連携し、防災対策を講じるとともに、互助精神による連絡網整備に努めます。

*** 主要施策 ***

- 地域の見守り活動の強化と、地域住民や障がいのある人同士で助けあうネットワークづくり、災害時住民支えあいマップの整備の充実を図ります。
- 災害時等に何らかの助けを必要とする障がいのある人などの避難行動要支援者を把握するための避難行動要支援者名簿の整備と、名簿を活用した民生児童委員や災害ボランティア等と協力した支援体制の確立に努めます。
- 個人の状況に即した配慮が行えるように、福祉用具の整備や情報伝達方法等の避難所運営体制の充実を図るとともに、障がいのある人や高齢者等の一般の避難所では支障をきたす者を対象に特別な配慮を行える福祉避難所の充実化に努めます。
- 火事・事故を未然に防ぐ方法として、防災知識の普及・啓発を図り、障がいのある人や高齢者が使いやすい防犯・防災設備の普及に努めるとともに、警察・消防等関係機関に対し、理解と協力を求め、地域ぐるみによる総合的な防犯・防災体制を推進します。

(2) 権利擁護と差別解消の推進

*** 現状と課題 ***

当事者・家族の高齢化に伴い、判断能力が十分でない人の権利を守るための体制づくりが課題となっており、ノーマライゼーション及びインクルージョン^{*14}

の考え方にに基づき、障がいについての正しい知識の啓発・広報活動の充実を図る必要があります。

障害者差別解消法が平成 28 年 4 月 1 日より施行され、障がいのある人に対する合理的配慮に関する周知・啓発、障がい者差別に関する相談への対応、障がい者差別を解消するための取組などを進めていく必要があります。

*** 施策の方向性 ***

サービス利用をはじめ、判断能力が十分でない障がいのある人への意思決定を支援するため、成年後見制度など権利擁護の推進に取り組みます。また、障がいのある人への差別の解消、虐待の防止に向けて、障がいについての正しい知識、権利擁護の普及に努めます。

*** 主要施策 ***

- 人権擁護、教育、医療、福祉、労働などの関係機関及び地域住民組織や企業、事業主と連携を強化して、障がいについての正しい知識、権利擁護の普及に努めます。
- イベントや講演会を通じた村民、障がい者団体、ボランティア等の幅広い参加者との交流による、啓発活動の展開及び福祉に関わる人材の掘り起こしを行います。
- ボランティアに関する情報提供や相談・助言、ボランティアの育成、ボランティア団体の活動を支援するボランティアコーディネート機能^{*15}の強化を図ります。
- 白馬村社会福祉協議会による心配ごと相談所の開設や無料法律相談、成年後見制度及び北アルプス成年後見支援センター（大町市総合福祉センター内）の周知及び利用の促進を図ります。
- 障がいのある人に対する虐待の防止について、村民や事業者への周知・啓発に努めます。また、虐待の通報にあたっては、関係機関とともに状況等を把握のうえ、緊急性や事由に応じ適切に対応します。
- 白馬村障害者虐待防止センター（白馬村役場内）の設置を周知し、職員の専門性の向上及び福祉、医療、教育、警察等の関係機関との連携強化による虐待の防止及び早期発見を推進します。
- 障害者差別解消法に基づき、行政サービスにおける障がいのある人への、社会的障壁の除去に必要なかつ合理的な配慮（合理的配慮）^{*16}の提供を徹底します。
- 職員等に対して、障がいのある人への配慮を行うため必要な知識、理解の促進及び実際の現場において活かせる技術の向上に必要な研修等を実施していきます。

＊14 インクルージョン

社会的包括の考え方であり、すべての人間は異なった部分があり、その差異や多様性を認め合い地域全体で包み込み支え合うという、互助の精神に基づく考え方。

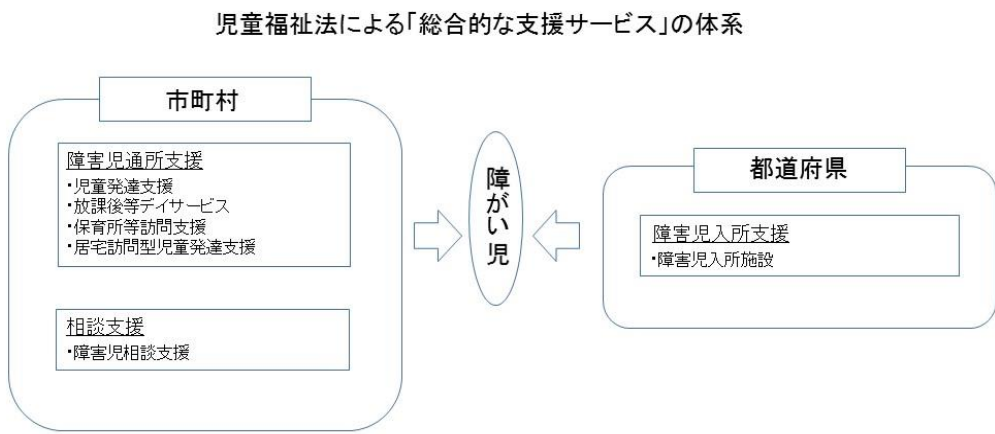
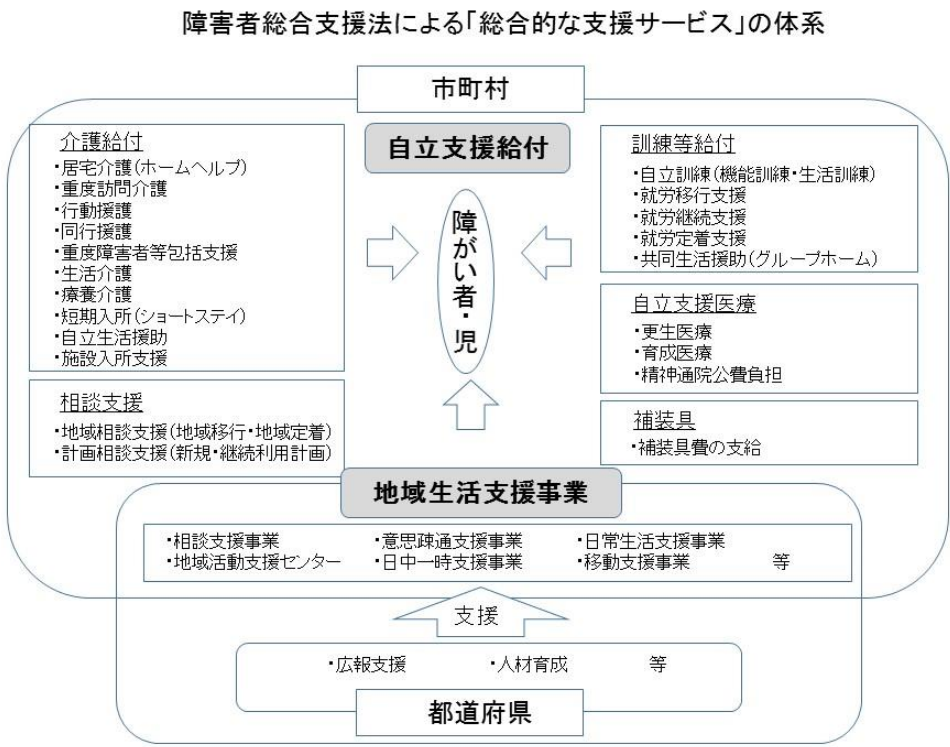
＊15 ボランティアコーディネート

ボランティア活動の支援を受けたい人や社会とボランティア活動を行いたいという意思を持つ人や社会の間であって、それぞれが満足するために必要な調整を行うこと。

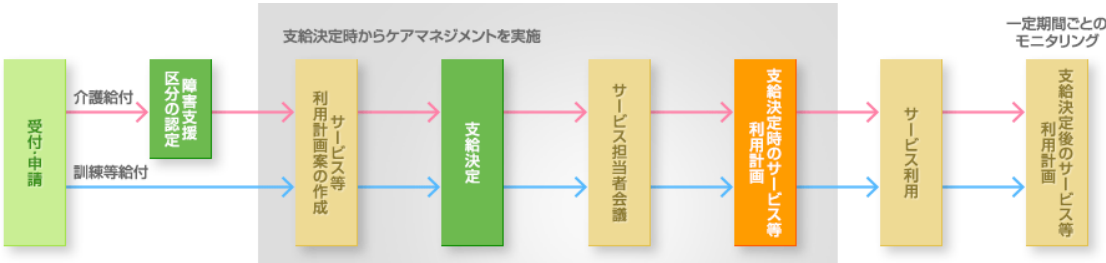
＊16 合理的な配慮（合理的配慮）

障がいのある人が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。

資料2 福祉サービスの体系・内容



自立支援給付サービスの利用申請からのフロー図



サービス毎の事業所一覧につきましては、WAM NET、長野県の HP をご覧ください。

資料3 用語集

1 訪問系サービス

訪問系サービスは、ホームヘルパーが障がいのある人の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うサービスです。

用 語 名	内 容
居 宅 介 護	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行うものです。 (障害支援区分1以上の人)
重 度 訪 問 介 護	重度の障がいがあり、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うものです。(障害支援区分4以上で一定条件に該当する人)
同 行 援 護	視覚障がいにより、移動が困難な人の外出時に同行し、移動の支援を行うものです。(一定条件に該当する人で、身体介護を伴う場合は、障害支援区分2以上の人)
行 動 援 護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出時の支援を行うものです。 (障害支援区分3以上で一定条件に該当する人)
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人のうち、介護度が特に高いと認められた人に、居宅介護などのサービスを包括的に行うものです。 (障害支援区分6で一定条件に該当する人)

2 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、主に日中において、通所等により必要な介護や訓練等支援を行うサービスです。

用 語 名	内 容
生 活 介 護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。（障害支援区分3以上の人または50歳以上で障害支援区分2以上の人）
自 立 訓 練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うものです。
就労移行支援	一般企業などへ就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うものです。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うものです。
療 養 介 護	医療と常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行うものです。（障害支援区分5以上の筋ジストロフィー患者またはALS患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者で障害支援区分6の者。）
短 期 入 所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間を含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行うものです。（障害支援区分1以上の人）
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談を通じて生活面の課題把握、関係機関等との連絡調整等を行うものです。

3 居住系サービス

居住系サービスは、主として夜間において、施設や共同生活を行う住居で、必要な介護や援助を提供するサービスです。

用 語 名	内 容
共同生活援助 (グループホーム)	主として、夜間、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うものです。(身体介護を伴う場合は障害支援区分2以上の者。)
施設入所支援	施設に入所している人に、主として夜間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うものです。(障害支援区分4以上の人または50歳以上で障害支援区分3以上の人)
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人で、一人暮らしを希望する方に対し、一定期間、定期的な巡回訪問などを行い、障がいのある人の理解力、生活力等を補う支援を行うものです。

4 障がい児支援サービス

障がい児支援サービスは、通所等により障がい特性に合わせた専門的な支援を提供するサービスです。

用 語 名	内 容
児童発達支援	通所などにおいて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うものです。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを行うものです。
保育所等訪問支援	障がい児が障がい児以外の児童との集団生活に適応することができるよう身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものです。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあり、児童発達支援等のサービスを利用するために外出することが著しく困難な障がいのある児童を対象に、事業所の支援員が児童の居宅を訪問し、基本的な動作指導、知識技能の付与等の支援を行うものです。

5 相談支援

障がい者（児）が自立して生活を行える為の課題解決や適切な障害福祉サービスを利用するために、ケアマネジメントにより、きめ細やかな支援を行うため、平成 24 年 4 月の障害者自立支援法改正で始まったサービスです。

用 語 名	内 容
計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がいのある人または障がいのある児童を対象に、利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者、または精神科病院に入院している精神障がい者等を対象に、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活する人や同居している家族による支援を受けられない人を対象に、常時連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応などを行います。

6 地域生活支援事業

(1) 相談支援事業

用語名	内容
相談支援事業	障がい者、障がい児の保護者または介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援など、権利擁護のために必要な支援を行うものです。
① 障害者相談支援事業	障がい者、障がい児の保護者または介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などを行うものです。 また、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、障害福祉サービス事業者、教育・雇用・医療など関連する分野の関係者などで構成する自立支援協議会を設置するものです。
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置するものです。
③ 住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整などに係る支援を行うとともに、家主への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援するものです。
④ 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

(2) 意思疎通支援等事業

用語名	内容
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行うものです。

(3) 日常生活用具給付等事業

用 語 名	内 容
日常生活用具給付等事業	重度障がい者に対し、日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具を給付または貸与するものです。
① 介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、障がい者（児）の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に使用する椅子などであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるものです。
② 自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置などの、障がい者（児）の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるものです。
③ 在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障がい者（児）の在宅療養などを支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるものです。
④ 情報・意思疎通支援用具	点字器や人口喉頭などの、障がい者（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるものです。
⑤ 排せつ管理支援用具	ストマ装具などの障がい者（児）の排せつ管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるものです。
⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障がい者（児）の居宅生活動作などを円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うものです。

(4) 移動支援事業

用 語 名	内 容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者に、余暇活動などを含めた外出時の移動の支援を行うものです。

(5) 地域活動支援センター機能強化事業

用 語 名	内 容
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターにおいて、創作的活動または生産活動の機会を提供するとともに社会との交流の促進を図ります。

(6) 任意事業

用 語 名	内 容
日中一時支援事業	日中、障害福祉サービス事業所、特別支援学校の空き教室などにおいて、障がい者（児）に一時的な見守りや活動の場を提供するものです。
自動車運転免許取得費助成事業	障がい者の就労など、社会参加の促進を図るため、自動車運転免許の取得に要した費用の一部を助成するものです。
自動車改造費助成事業	身体障がい者の社会参加の促進を図るため、身体障がい者が就労などに伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費の一部を助成するものです。

7 その他

用 語 名	内 容
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム	精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育を包括的に確保するためのシステムです。
地域生活支援拠点	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）をもつ場所や体制のことです。居住支援のための機能を集約し、障害者支援施設等に付加した多機能拠点整備型、また、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の面的整備型があります。

資料４ 長野県「障害」表記のガイドライン

「障害」表記のガイドライン

平成２６年２月７日

長野県

１ 趣旨

「障害」の「害」という漢字の表記については様々な意見があるが、その一つに「害」の字には「害悪」等の負の印象があり、表記を変更すべきとの意見がある。しかし、現在は「障害」に替わる定着した用語がない。

このため、県では、人に対して「害」の字が使われることに不快感を持つ障害のある人の思いに配慮するとともに、障害のある人もない人も共に生きる社会の実現を推進する観点から、「障害」の「害」をひらがなで表記することとする。

２ 表記の取扱い

(1) 「障害」という用語が人の状態を表す場合は、原則として「障がい」と表記する。

(2) 例外として、次の場合は従来の「障害」の表記を用いる。

ア 法令の名称や用語を用いる場合

イ 他の機関・団体の名称等の固有名詞を用いる場合

ウ 令達文（条例、規則、訓令、達、指令）及び公示文（告示、公告）において表記する場合 等

※ 具体的な使用例は別表のとおり。

３ 対象とする文書

新たに作成、発出及び改定する公文書等（一般文、会議資料、広報資料、ホームページ等）うち、変更可能なものとする。

なお、これまで作成した公文書等の変更は行わないものとする。

４ 実施時期

平成２６年４月１日から

（なお、これ以前であっても、可能なものから表記の変更に努めることとする。）

「障害」表記の具体例

(別表)

区分	具体例
1 表記を変更する例	
(1) 一般文、会議資料、広報資料、ホームページ等で使用する用語（新たに作成・発出するもののうち、変更可能なもの）障害者 → 障がい者、障がいのある方（人）	身体障害 → 身体障がい 知的障害 → 知的障がい 精神障害 → 精神障がい 発達障害 → 発達障がい
(2) 県の組織機関名、県が主体的に関わる大会名等 ※ 県の組織機関名は、組織規則の改正又は関係条例の改正案について議会の議決を得た上で変更。	障害者支援課 → 障がい者支援課 長野県障害者福祉センター → 長野県障がい者福祉センター 長野県障害者スポーツ大会 → 長野県障がい者スポーツ大会
2 表記を変更しない例	
(1) 法令の名称や用語を用いる場合	(法令名称) 障害者基本法（法令用語）身体障害者手帳、障害基礎年金
(2) 条例、規則等で用いる場合（1-(2)の県の組織機関名に係る場合を除く）	－
(3) 他の機関・団体、大会等の名称（固有名詞）を用いる場合	(機関) 国立障害者リハビリテーションセンター － (団体) 長野県身体障害者福祉協会 (大会) 全国障害者スポーツ大会、全国障害者芸術・文化祭
(4) 医学用語、学術用語等の専門用語として漢字使用が適当な場合	心臓機能障害、高次脳機能障害、広汎性発達障害、認知障害
(5) 著作物を引用する場合	－

※「障害」という用語が人の状態を表すものでない場合（例：障害物、電波障害 等）は、表記は変更しない。

資料5 白馬村障害の「害」ひらがな表記取扱指針

障害の「害」ひらがな表記取扱指針

平成30年 4月 1日

第1 趣 旨

- ① 「害」という漢字の否定的なイメージを考慮し、障害者の人権をより尊重するという観点からひらがな表記を行う。
- ② 表記の問題は障害者施策において本質的なことではない、という議論もあるが、「差別感」や「不快感」をもつ人が少しでもいる限り、その気持ちを尊重して改める。
- ③ ひらがな表記で、ただちにノーマライゼーションの理念が浸透するわけではないが、ひらがな表記への変更により、ノーマライゼーション社会の実現に向け、村民の意識醸成にもつながることが期待できる。
- ④ 白馬村は、表記を改めるだけでなく、これからも様々な広報啓発活動により、障害への理解を深める。

第2 ひらがな表記の実施

1 実施内容

村が作成する公文書、啓発資料等において、従来「障害者」「障害」と表記していたものについて、できるだけ「障がい者」「障がい」と表記する。

2 実施上の留意点等

- ① 誤りを正すという趣旨のものではなく、障害への理解の深まりを促す啓発を趣旨としていることから、表記変更の定着状況を見ながら、できるところから段階的に行うという点に留意するものとする。
- ② 対象文書は、公文書(一般文書)、啓発資料等(広報、チラシ、パンフレット等)、会議資料・説明資料等とし、すでに印刷等を終わっている場合など、やり直す必要はないものとする。

3 当面の対応について

①対象文書等について

種 別	表記変更	表記変更の対象又は対象外の理由
条例、規則 要綱、予算書等	対象としない。	・関係法令のチェックに要する作業量が大きく、また法令等の引用もあり、詳細に検討する必要があるため。 ・国、県の動向を見ながら、今後も検討する。
公文書	対象とする	・障害者等に対する通知、案内文など。
広報資料・広報紙	〃	・全て
啓発資料	〃	
会議資料等	〃	
ホームページ	〃	・全て

②適用除外の項目

上記の対象文書においても、次の項目は適用除外とする。

項 目	適用除外の理由
法令、条例、要綱、予算書等の名称	・法令、条例、要綱、予算書等で規定されているため
法令、条例、要綱等に規定の用語等	・法令、条例、要綱、予算書等で規定されているため
制度・事業名	・法令、条例、要綱、予算書等で規定されているため
関係団体・施設名	・関係団体名、国・県・市町村・団体が所有する施設の名称は固有名詞であるため
人や人の状態を表さないもの（障害物、交通上の障害）	・障害者等に関するものではなく、影響がないため
その他適当でないもの	医療用語等の専門用語や、想定できないものもあり得るため

〔適用除外例〕

①法令(法律・政令・省令・告示)、条例・規則・告示等の名称

- ・障害者総合支援法、同法施行令、同法施行規則、白馬村身体障害者手帳関係事務取扱要領 ほか

②法令、条例等で規定されている用語、制度・事業等の名称

- ・身体障害者手帳、障害支援区分、障害福祉サービス、障害者支援施設、障害者計画、障害福祉計画、特別障害者手当、障害者控除、障害基礎年金 ほか

③関係団体・施設等の固有名称

- ・白馬村身体障害者福祉協会、知的障害者更生相談所 ほか

④人や人の状態を表さないもの

・障害物、交通上の障害 ほか

⑤その他ひらがな表記とすることが適当でないもの

・肝機能障害（医療用語） ほか

4 実施体制

健康福祉課が主導し、全庁の協力を求めながら実施していくものとする。

第3 実施時期

平成30年 4月 1日

資料 6 白馬村社会福祉推進委員会について

白馬村社会福祉推進委員会設置要綱

平成 23 年 6 月 29 日
白馬村告示第 22 号

(設置)

第 1 条 この要綱は、白馬村の社会福祉及び保健介護における関係機関が連携し、各種福祉等のサービスの調整及び計画的な推進を図るため、白馬村社会福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 福祉施策の調整に関する事項
- (2) 福祉等サービスの提供に関する事項
- (3) 福祉等サービスに係る情報交換に関する事項
- (4) 地域福祉計画及び個別計画の策定及び見直しに関する事項
- (5) その他必要な事項

(委員)

第 3 条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉団体等の関係者
- (3) 行政関係者
- (4) 公募による村民
- (5) その他村長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 この委員会に、必要に応じて部会を置く。

- 2 部会に関し必要な事項は別に定める。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、健康福祉課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日告示第23号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年6月6日告示第44号)

この告示は、公布の日から施行する。

資料 7 白馬村社会福祉推進委員（障がい福祉部会）名簿

◎ 会長 ○ 副会長

No	選出区分	職 名	氏 名	備考
1	学識経験者	白馬村民生児童委員協議会 副会長	宮田 多恵子	
2	学識経験者	大北医師会 理事	栗田 裕二	
3	学識経験者	白馬村議会 総務社会副委員長	田中 麻乃	
4	社会福祉団体等の関係者	白馬村社会福祉協議会 事務局長	松澤 宏和	
5	社会福祉団体等の関係者	白馬村身体障害者福祉協会 会長	飯島 忠一	
6	社会福祉団体等の関係者	白馬村手をつなぐ育成会 会長	西沢 房子	
7	社会福祉団体等の関係者	療育センターそらいろ 管理者	細野 智行	◎
8	社会福祉団体等の関係者	クロスロード白馬 管理者	篠崎 佐世子	
9	社会福祉団体等の関係者	白馬村ボランティア連絡協議会 音訳 声のポケット 会長	谷上 邦彦	
10	社会福祉団体等の関係者	大北圏域障害者総合支援センター スク ラムネット 発達障がいサポート・マネージャー	安藤 千栄子	
11	行政関係者	白馬村教育委員会 子育て支援課 子育て支援係長	松澤 拓哉	○
12	行政関係者	大町保健福祉事務所 福祉課 専門幹兼福祉係長	太田 育巳	
13	住民代表	公募委員	高杉 栄子	
14	住民代表	公募委員	小林 フミ子	



発行・編集
住 所

白馬村 健康福祉課
〒399-9393
長野県北安曇郡白馬村大字北城7025番地

電 話
F A X
E - m a i l
U R L

0261-72-5000
0261-72-7001
hukushi@vill.hakuba.lg.jp
<http://www.vill.hakuba.lg.jp/>
